

# 「バれてない秋田スタンプラリーモバイル」 業務委託仕様書

## 1 目的

本業務は、デジタルスタンプラリー「バれてない秋田スタンプラリーモバイル」を実施することにより、観光客の県内周遊を促進するとともに、当該事業の効果を測定・分析し、今後の観光振興施策における基礎資料とすることを目的とする。

## 2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 3 業務内容

### (1) デジタルスタンプラリーの概要

受託者は特設ラリーサイトを開設する。参加者はサイト上で参加登録後、各スタンプスポットに設置の2次元バーコードをスマートフォンで読み取り、デジタルスタンプを入手する。参加者には、集めたスタンプ数に応じて、抽選で秋田の特産品等をプレゼントする。

#### 【スタンプラリー実施期間（予定）】

令和8年9月1日（火）～令和9年2月28日（日）

### (2) デジタルスタンプラリーの作成・運営等

受託者は、別途、県が企画するデジタルスタンプラリーの実施にかかる以下の業務内容に関し、必要な調整等を行って運営する。

#### ①スタンプラリー用Web（ブラウザ）ページ

- ・スタンプラリー用Web（ブラウザ）ページの作成・管理を行う。原則としてスマートフォンのすべての機種でデジタルスタンプラリーに参加できる仕様とする。
- ・デジタルスタンプの取得方式は、ラリースポット付近で二次元バーコード等を読み取ることでスタンプを取得できるものを基本とする。なお、アプリは不可とし、Web（ブラウザ）のみで参加できるものとする。スマートフォンの位置情報だけで取得できる仕様とすることはできない。ポールドライト株式会社で運営する「プラチナラリー」、またはそれに準じたシステムを想定している。
- ・当該サイトで目的地までのマップ情報及びデジタルマップとして活用できるものとする。
- ・他市町村・団体に運営するサイト（飲食マップ等）のURLを該当エリアのスポットに添付することを予定しているため、当該スポットを反映できるシステム構成とすること。

#### ②ロゴ・メインビジュアルの作成

デジタルスタンプラリーの名称は、現在県が実施している宿泊応援事業「まだバれてない秋田県。」の名称を使用し、デジタルスタンプラリーであることが明瞭に分かるデザインとすること。

### (3) 告知物の作成・設置

スタンプ取得用で2次元バーコード付ポスター（B1サイズ）の作成及びスタンプスポットの設置。設置場所は別途指示する。「まだバれてないスポット」や「これから売り出したスポット」を全300箇所。（各市町村に10箇所程度）

### (4) 県が実施する他のプロモーション事業等との連携

本事業における県内周遊を促進するため、県が別途実施する観光プロモーション等の関連事業と連携し、相乗効果を図る効果的な情報発信に努めること。また、当該連携事業を円滑に推進するため、受託者は県および県が指定する関係機関との協議や打ち合わせ等に、必要に応じて参加・協力すること。

※なお、当該他事業のプロモーション等に係る実施費用については、本業務の委託料には含まないものとする。

- (5) 景品類の手配、発送  
 スタンプラリースポットを複数巡った方に抽選で景品のプレゼントを実施する。  
 景品の内容は別途協議の上、決定する。  
 ※景品内容は秋田の名産品等で構成する。
- (6) 業務実施時のアンケートの実施、集計、分析  
 スタンプラリー実施中または終了後に、参加者を対象としたアンケートを実施し、事業の分析に必要なデータを収集する。
- ① アンケートの実施
- ・アンケートはデジタルスタンプラリーの特設サイト内において、Webフォーム形式で実施すること。
  - ・アンケートの実施タイミングは、景品の応募時、またはスタンプラリー期間終了後など、効果的に回答が得られるよう甲乙協議の上決定する。
  - ・アンケートの設問数、項目、および回答方式については、別途甲と協議し、確定するものとする。
  - ・アンケートの回答は、利用者の属性や行動特性の分析に活用できるものとする。
- ② アンケートデータの集計・分析
- ・アンケートにより取得したデータは、適切な形式で集計し、回答者の傾向や事業に対する意見などを分析すること。
  - ・集計および分析結果は、業務完了報告書に反映させること。
- (7) 個人情報の取り扱い  
 スタンプラリー利用に係る初期登録時や、賞品の申込み時における個人情報、及びアンケート回答における個人情報については、本事業の実施に必要な範囲に限って使用するものとし、その使用にあたっては本仕様書4（4）に基づき厳正に管理すること。
- (8) 本事業の分析  
 業務完了の際には、業務完了報告書に「スタンプラリーから得られた利用者の属性や行動特性」、及び「アンケート集計結果と分析」等の分析結果を記載し、提出すること。
- (9) 独自提案事項  
 前述の業務内容と連動し、本事業の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案することができる。

【参考】

業務内容	発注者	受託者
スポットの選定	○	
スポット施設との調整・ スポット登録への内諾	○	
Webページ作成・管理		○
ロゴ・メインビジュアル 作成		○
告知物の作成・発送・設置		○
景品類の手配・発送		○
業務実施時のアンケート 実施・集計・分析		○

#### 4 契約に関する条件等

##### (1) 打合せについて

受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）が求める随時の打合せに対し速やかに応じられる体制を整えることとし、原則として、甲の事務所（当協議会事務局：秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課内）またはオンラインで実施する。

##### (2) 再委託等について

ア 乙は、本業務のすべてを第三者に再委託または請け負わせてはならない。

イ 乙は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容及び工程表を事前に書面にて提出して甲の承認を得るものとする。

ウ 乙は、上記イにより再委託する場合には、秋田県内に営業所等を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めるものとする。

##### (3) 業務の履行に関する措置

ア 甲は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

イ 乙は、上記アの要求があったときは当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に甲に書面で提出しなければならない。

##### (4) 機密の保持及び個人情報の保護

乙は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、個人情報の保護にも細心の注意を払い、契約終了後も同様に取り扱うものとする。

##### (5) 関係法令の遵守

乙は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守するものとする。

##### (6) その他

天災その他経済情勢の激変により、本事業の一部、または全部が中止となった場合、別途、変更契約を締結することで、県が適切と認める範囲内において準備に要した費用等の委託料を支払うものとする。（ただし、契約限度額以内とする。）

#### 5 その他

この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。